

奨学金返還支援補助金

大学などを卒業後、利根町に居住する方の奨学金返還を補助する制度が拡大されました！

町では、若年層の移住定住の促進を図ることを目的として、大学などを卒業後に本町に居住した方に対し、奨学金の返還に要する経費の一部を支援する「利根町奨学金返還支援補助金」を交付しています。

▼対象奨学金

- ・日本学生支援機構奨学金（1種、2種）
- ・茨城県奨学金
- ・母子父子寡婦福祉資金（修学資金のみ）
- ・その他町長が認める奨学金

▼対象者

奨学金の返還開始から基準日（令和7年1月1日）まで継続して町内に住所を有する方で①～⑤のいずれかに該当し、かつア～ウのいずれかに該当する方

- ①補助金の交付を申請する年度内に奨学金の返還を開始する新規学卒者
 - ②前年度に交付決定を受けた方
 - ③在学中に奨学金などの返還を開始した方
 - ④補助金を申請する年度の4月1日時点で32歳未満の方（令和3年以前卒業者など）
 - ⑤一度補助金の交付決定を受けたことがあるが、次年度対象外となった後、再度対象になった方など
- ア 常時雇用者
イ 個人で農業その他事業を営む者またはその事業専従者

福祉課から各種支援事業のお知らせ

重度心身障害者介護慰労金

日常生活において介護を必要とする障がい者（児）の方を在宅で介護されているご家族のうち、主に介護にあたる方に慰労金を支給します。

▼支給対象者

在宅で重度心身障がい者を介護している家族のうち、主として介護に当たる方で令和7年4月1日現在町内に住所を有する方

※ただし、前年度中に重度心身障がい者の方が障害者総合支援法による福祉サービスを利用してしている場合や、90日を超えて病院に入院している場合は、対象となりません。

▼重度心身障がい者とは

- 左記のいずれかに該当し、常時寝たきりの状態、または、食事・排泄および寝起きなど日常生活の大半に介助が必要な方
- ①身体障害者手帳1級または2級
 - ②療育手帳④またはA
 - ③精神障害者保健福祉手帳1級
 - ④小児慢性特定疾病医療受給者、一般特定疾患医療受給者または指定難病特定医療受給者証（介護保険法に定める被保険者に該当しない方）

▼支給額

1世帯あたり年額4万円

▼申請方法

①～④の内、該当する手帳や受給者証、介護者名義の預金通帳を福祉課障害福祉係までお持ちください。

▼申請期限

8月29日（金）

▼問い合わせ

福祉課 障害福祉係
☎68・2211（内線123）

ウ 申請初年度で、常時雇用者ではない、現在求職中の方（新卒者に限る）

※その他所定の要件がございます。

▼補助金額

①～③に該当する方

申請月の前年に返還した奨学金の額上限20万円／年

④～⑤に該当する方

前年に返還した奨学金の額上限10万円／年

▼補助対象期間

①～③に該当する方

対象となる奨学金の返還を開始した年から起算して10年

④～⑤に該当する方

32歳になる年度まで

▼申請受付期間

令和8年1月5日（月）～2月27日（金）必着必要書類を揃えて、政策企画課へ提出してください。

申請書類は町公式ホームページからダウンロードするか政策企画課までお問い合わせください。

▼問い合わせ

政策企画課 地域振興係
☎68・2211（内線333）
chiki@town.tone.lg.jp

在宅介護慰労金支給事業

介護保険サービスを1年間利用せず、在宅の寝たきり高齢者や認知症高齢者などを介護している家族へ、慰労金を支給します。

▼支給対象者

町内に住所を有し、7月31日時点で満65歳以上の、左記のすべてを満たす高齢者を介護している家族など

- ①介護認定で要介護3～5に認定された在宅の高齢者・認知症高齢者など
- ②7月31日以前1年間に介護保険サービスを利用しなかった在宅の高齢者（7日間までの短期入所生活介護および短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具購入、住宅改修は除きます）

▼支給額

・要介護3～2万円（支給対象者および被介護者が町民税非課税世帯に属する方に限ります。）
・要介護4・5：3万円

▼申請方法

役場福祉課窓口にある申請書に、必要事項を記入の上お申し込みください。

▼申請期間

8月1日（金）～9月30日（火）

▼問い合わせ

福祉課 高齢介護係
☎68・2211（内線124）

利根町わくわく茨城生活実現事業移住支援金

町では、移住に係る経済的負担を軽減し、東京圏からの移住を促進するため、茨城県と連携し、令和3年7月から「利根町わくわく茨城生活実現事業」を実施しています。なお、今年度より、要件（B就業に関する要件⑥）が追加になりました。

▼対象者

次のAおよびBを満たす方

A 移住に関する要件

次の要件をすべて満たしていること

- ①利根町に住民票を移してから1年以内である方

- ②移住前、東京23区に在住していたまたは東京圏※1に在住し、東京23区に通勤していた方

- ③転入前に移住前相談票を提出されている方※2

- ※1 東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県（ただし、一部地域を除く）

- ※2 必ず転入前に移住前相談をしていただく必要があります。

転入前の事前相談書類の提出がない場合は、要件を満たしていても移住支援金の交付対象となりません。

B 就業に関する要件

次の要件のいずれかを満たしていること

- ①茨城県が運営するマッチングサイトに掲載されている求人に就職している方

- ②プロフェッショナル人材事業※3を利用して就職している方

- ③起業支援金※4の交付決定を受け、茨城県内で起業している方

④移住後も、テレワークにより、移住前の業務を継続して行っている方で町内に住宅を新築または購入した方

- ⑤直近3年度において、本町へのふるさと納税の寄付実績があり、茨城県内で農林水産業（専業に限る）へ就業または農林水産業を継承した者

- ⑥直近3年度において、本町へのふるさと納税の寄付実績があり、本町で農業経営基盤強化促進法の規定に基づく認定新規就農者または認定農業者の認定を受けている者

- ※3 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業

▼移住支援金の額

- ・単身世帯で移住した場合：60万円
- ・2人以上の世帯で移住した場合：100万円

さらに18歳未満の世帯員1人につき100万円を加算

※予算に達した場合は事前の予告なく終了となる場合があります。

この他、移住支援金の支給には所定の要件があります。

要件の詳細および申請書については、町公式ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

▼問い合わせ

政策企画課 地域振興係
☎68・2211（内線333）

下水道接続支援補助金

町では、町民生活にかかる環境衛生の向上を図り、霞ヶ浦をはじめとする公共用水域の水質保全に資するため、下水道接続工事を実施する方に対し補助金を交付いたします。

▼対象者となる工事

公共下水道に接続することを目的とした宅地内配管を改造する工事で、左記のいずれかを満たすもの

- ①既設のくみ取り便所から水洗便所に改造し、公共下水道に接続する工事（くみ取り槽の撤去、処分および既設管の撤去、処分などを含みます）
- ②既設の浄化槽を廃止し、公共下水道に接続する工事（浄化槽の撤去、処分、槽内の清掃、消毒および既設管の撤去、処分などを含みます）

※新築に合わせて行う下水道工事は対象外です。

※新築に合わせた下水道工事は対象外です。

▼補助金の額

工事費の全額（限度額4万円）
左記の条件①および②をいずれも満たす場合は限度額が35万円まで上がります。

- ①補助対象者およびその者と生計を一にする親族に、18歳未満もしくは65歳以上の者がいる場合

- ②補助対象者およびその者と生計を一にする親族の課税対象所得の合計額が348万円以下である場合

▼申請受付期間 12月26日（金）まで（土・日曜日、祝日を除く）

▼問い合わせ

生活環境課 下水道係
☎68・2211（内線233）

